第3回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成24年11月27日

【神野会長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから第3回地方法人課税の あり方等に関する検討会を開催させていただきます。

毎々のことではございますが、委員の皆様方には、ご多用のところ、わざわざご参集いただきまして、ほんとうにありがとうございます。心より御礼を申し上げる次第でございます。

本日初めてご出席される委員の皆様方が3名いらっしゃいますので、まず初めに事務局 のほうからご紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

【濵田都道府県税課長】 事務局を務めます総務省都道府県税課長の濵田でございます。 私のほうから3名の委員様をご紹介をさせていただきます。

まず、東京大学大学院経済学研究科准教授をお務めでおられます林正義委員でございます。よろしくお願いします。

【林委員】 林でございます。

【濵田都道府県税課長】 続きまして、富山県知事で、全国知事会地方税財政常任委員会委員長をお務めの石井隆一委員でございます。

【石井委員】 石井でございます。今回のメンバーにしていただいたこと、大変光栄に 思います。

また、税制の偏在性の問題、今回の地方消費税1.2%上げていただくということと関連 しまして、私ども全国知事会としても、受け身ではなくて、自分でも勉強しようというこ とで、税財政研究会もつくらせていただいて進めております。ぜひ先生方にはよろしくお 願いしたいと思います。

【濵田都道府県税課長】 続きまして、大阪狭山市長で、全国市長会都市税制調査委員会委員長をお務めの吉田友好委員でございます。

【吉田委員】 吉田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、石井委員から、ただいまもご紹介ありましたように、全国知事会の取り組み状況などについてご紹介いただけるということでございますので、簡潔によろしくお願いいたします。

【石井委員】 ご審議の邪魔にならないようにと思って、さっき一言申し上げたつもり だったんですが、ちょっとだけ申しますと、おかげさまで、今度の社会保障と税の一体改 革関連法で、地方分が1.54%、うち1.2%が地方消費税率の引き上げ、0.34%が地 方交付税の原資というふうにしていただいたんですけれども、ご承知のとおり、地方消費 税は、地方団体間の税収の格差が、比較的少ない税制ではありますけれども、それでも東 京などと少ない地方とを比べますと、1人当たり税収で2倍程度の差があるということで すので、特に東京都さんなど、不交付団体では、歳入の純増が生ずると。一般のところは、 今まで臨時財政対策債で賄っていたものが、地方消費税の増収で振りかわるということな んですけれども、そうなりますと、むしろ、大変ありがたいことではあったんですけれど も、格差という点で見ると、やはりどうしても不交付団体と一般のところの差が大きくな るという問題があります。今回、消費税法の改正法で、地方税制について、地方法人特別 税及び同譲与税について、税制の抜本的な改革に併せて見直しを行うというふうにしてい ただいておりますのと、また、地方法人課税のあり方を見直すことによって税源の偏在性 を是正する方策を講ずるとされましたので、私どもも、今回の検討会、国がやっていただ くということは大変ありがたいことで、大変歓迎申し上げておるんですけれども、同時に 知事会としても、受け身に回らずに、自分たちとしても正面からこの問題を議論しようじ やないかということで、京都大学の植田先生に座長を引き受けていただいて、学識経験者、 学者の方5人の方で研究会をスタートしまして、それに私も含めて何人かの知事が参加さ せていただいて議論をしていると、こういうことでございます。

しかし、この総務省のこのご審議の状況については、全国知事会はじめとして、みんな 非常に関心を持っておりますので、ぜひ先生方にはひとつよろしくお願いしたいと思いま す。

以上でご報告にさせていただきます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは、議事のほうに入りたいと思いますが、既に委員の皆様方にはご案内申し上げておりますように、今回からは、各分野での有識者の方々をお招きいたしまして、ヒアリングをして、検討会の課題を深めていきたいと考えております。

そこで、これまでの検討会では委員の皆様方の忌憚のない自由な議論をしていただくという趣旨から、非公開にして、その後私のほうからブリーフィングをしておりましたが、 今回からヒアリングということでございますし、また、私からブリーフィングするという のも、ヒアリングのためにご発表いただく委員の皆様方にとっても失礼に当たりますので、 今回からは公開にしたいと考えております。これは事前に委員の皆様方のご了解をちょう だいしておりますので、そのように進めさせていただければと思っております。

それでは、早速でございますが、ヒアリングのほうに移りたいと思っております。今回は3名の有識者の皆様方にお越しをいただいております。東京大学大学院経済学研究科教授でいらっしゃいます持田信樹先生、それから、中央大学法科大学院教授でいらっしゃる森信茂樹先生、それから、関西大学経済学部教授でいらっしゃいます林宏昭先生にお越しをいただいております。

進め方につきましては、お招きいたしました先生方から25分程度検討課題についてご 意見をちょうだいをした上で、その後、私ども検討会の委員の皆様方との間で質疑の応答 を15分ぐらいとりたいと考えております。発表していただく順番につきましては、ただ いまご紹介を申し上げました順序で、持田先生、森信先生、林先生の順でお願いしたいと 考えております。

それでは、最初に、恐縮でございますが、持田先生にお願いいたします。

それでは、持田先生にご発表いただくわけでございますけれども、大変お忙しいところを、持田先生には、私ども検討会のためにわざわざ時間を割いていただきまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。恐縮でございますが、今申し上げましたように、25分程度でご発表いただいた上で、15分程度の質疑応答をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【持田教授】 神野先生、どうもありがとうございました。また、この検討会にお招きいただきまして、どうもありがとうございました。この検討会の議論が実り多いものになることを、私、一研究者として心から願っております。

きょうの私の話題提供は、地方法人税のあり方というものであります。ただし、私は特定の利害を代表しているわけではございませんので、標準的な考え方、自主的な財政運営ですとか、あるいは偏在性の少ない地方財源のあり方、そういった観点から話題を提供させていただきたいと思います。それと、追い追い述べますけれども、法人課税の問題というのは未解決の問題が大変多いという印象を持っておりますので、私の主張というよりも、むしろどこに問題の所在があるかということを中心に時間を使わせていただければと思います。

まず法人課税をめぐる状況についての私の理解でありますけれども、過去10年間を振

り返ってみますと、一方で、2004年の改正に見られますように、租税理論にかなり整合的な改革が実施されたという面があると思います。しかし、他方で、その時々の政策を実現する手段として、地方法人課税に対してさまざまな制度改正が加えられてきたという面があったように思います。これが私がこの地方法人課税について抱いている基本的な印象ということであります。

といいますのは、まず2004年ですけれども、事業税におきまして外形標準課税が導入されました。これは言うまでもなく、応益課税としての税の性格を明確にするという目的が背景にありました。しかし、他方で、この外形標準課税というのは、後ほど述べますけれども、ややシンボリックな改正であったという印象を私は持っております。

むしろ、大多数の利益を計上している法人に大きな影響を与えたのは、実効税率の引き下げというのがあると思います。これは過去10年間で5回ほどありました。それからまた、分割基準ですね。従業員数で複数の都道府県にまたがっている課税標準を分割する。これもたしか過去10年で2回行われているかと思います。そして、最大の改正というのは、やはり平成21年度、地方法人特別税を創設して、その税収を譲与税として都道府県に配付する。こういう改正がございました。

この改正を振り返ってみますと、頻繁な改正であったわけですけれども、その背後にあるのは、やはり法人税の負担水準がやや高いのではないかという、そういう懸念がありますし、それから、地方団体にとってみますと、税源が偏在しているのではないか。それから、特に大都市の都道府県にとってみますと、法人課税というのは不安定である。こういった問題が背景にあったように思います。

大変恐縮ですけれども、初めに法人課税の根拠、どういうものがあるかということを考えてみますと、私の専門分野では、オーツの分権化定理に代表されますように、地方分権はいいものであるという考え方があります。ただ、他方で、地方政府が自発的に行動を行うと非効率が発生するという考え方もございます。これらの考え方のうち、歳入面について特に注目されているのが水平的外部性ということであります。この水平的外部性の代表的なものは、近隣窮乏的な租税競争ということになろうかと思います。

ここにちょっと直感的な説明をさせていただきますと、今、ある地方が移動しやすい課税ベースに税をかけたとします。そうすると、その課税ベースは他の地域に流出するわけですけれども、税をかけた地域の税引き後の収益率が全国的な税引き後の収益率に等しくなるまで資本は流出するということになります。ところが、一国全体では資本は一定の量

なわけですから、流入した地域にはプラスの効果が発生しているはずです。ところが、資本に税をかけた地域は、そのプラスの効果を考慮しませんので、結果として過少な税率を 設定すると。これが水平的外部性という考え方ということになります。

問題は、日本の地方法人税の実態がこの競争にどこまで近づいているかということであります。最近の研究でいいますと、一橋大学の佐藤主光氏が指摘していることでありますけれども、我が国では地方団体が税率以外の手段で租税競争をやっているという指摘がございます。例えば不均一課税ですとか、課税免除、こういう形で実質的な租税競争の兆しがあるという指摘がございます。

しかし、他方で、経済協力開発機構、OECDが2005年に発表した「対日経済審査報告」では、日本の地方財政を詳細に分析しまして、租税競争が欠如しているという結論を出しております。

この「対日経済審査報告」で指摘している要点は3つありまして、1つは、この当時、 まだ日本では標準税率未満の地方団体が地方債を発行することは禁止されておりました。 それからまた、法人事業税というのは、国税である法人税の計算上損金扱いされていると いうこともあります。それからまた、当然のことですけれども、地方公共サービスの決定 に対して法人は投票に参加できない、こういう制約があります。

日本の都道府県の実態を見ますと、たしか超過課税を行っているのは8団体ぐらいですかね。それから、法人税割について見ますと、市町村でいうと1,000団体をおそらく超えていると思いますし、都道府県でいいますと、46団体ですので、一般的にはやはり地方法人税というのは租税競争にさらされているというよりも、むしろ超過課税が多いというのが私自身の感触であります。

どうして法人課税が広範に普及したかというと、リチャード・バード教授が指摘されていますように、1つは、財産税、これは伝統的な財政理論でやると最も理想的な地方税と言われるわけですけれども、それに比べて税収調達能力が非常に高い。それからもう一つは、法人税というのは、税の最終的な帰着というのがかなり不明確であります。したがって、地域住民の負担が回避できる。こういうことから、実は世界中で、もちろんその割合は大小ありますけれども、地方法人課税というのは広範に普及しております。

問題は、こういう法人税の難点というのが、税の性格、理念そのものに由来するのか、 それとも、この税の課税方法の側に瑕疵があるかということであります。これについては、 私どもの専門分野、あるいは地方財政理論をやっている研究者の間では意見が分かれると ころであります。

しかし、私はこの法人課税のあり方で、リチャード・バード氏が言っている課税ベース の広い一般応益課税というのは大変正しい考え方ではないかと思っています。

その理由を次に説明させていただきますと、まず日本の地方政府が提供される公共サービス、この中では少なくないものが対企業サービスとなっています。例えば関西学院大学の林宜嗣先生の推計によりますと、都道府県レベルでは一般財源で支出される対象の15.9%が対企業サービスだと言われております。

それから、2番目でありますけれども、租税学説史、これは神野先生の専門で、私が言うまでもないことなんですけれども、付加価値税というものは、そもそも消費税としてではなくて、法人課税として付加価値税というものは歴史的に登場してまいります。これはカール・シャウプの助手であったクララ・サリバンが1965年に発表した博士論文、「The Tax on Value Added」というところで明らかにしております。サリバンによりますと、法人課税としての付加価値税は、既に1930年代において、コルムやステューデンスキーなどによって発見されているということであります。

それから、3番目の理由として、法人税には転嫁の可能性があります。したがって、財政学者の中でも、昔から応益課税としての課税は困難であるというやや否定的な見方が一部にはあります。しかし、類似の社会保険料の事業主負担に関する最近の研究を見ますと、例えば東京大学の岩本氏などの実証研究を見ますと、従来は賃金に転嫁しないという研究と賃金に転嫁すると、こういう両極端に分かれていたわけですけれども、岩本教授のグループの実証研究によりますと、社会保険料負担の事業主負担は賃金に部分的に転嫁するのが妥当であると、こういう結論を導いております。もちろんこの研究は、法人税そのものの転嫁を分析したものではありませんけれども、応益課税についての間接的な証拠になると考えております。

次に、日本において2004年に成立した外形標準課税、これが一体どういう成果を実現しているのかということについて、私の考え方を説明させていただきたいと思います。

まず外形標準課税におきまして、新たな課税標準として付加価値割と資本割が導入されました。これは大変重要な進歩だと思います。それによって広く薄い税負担が受益に応じて得られる画期的な改正だったと思います。

しかし、他方で、ご存じのように、この外形標準が適用されておりますのは、資本金が 1億円を超える大規模法人に限定されております。その結果、例えば欠損法人の中で、1 70万社ぐらいあるんですかね、その中で外計標準が適用されているのは0.5%に過ぎませんし、それからまた、1億円を超える対象法人の中でも、外形基準によってあがっている税収というのはかなり割合が少ない。4分の3は所得割によって税収があがっております。

このように考えますと、ややご関係の方々には失礼かもしれませんけれども、法人事業税、所得課税中心の法人事業税というのは一部は修正された。しかし、本質的な部分は変わっていないと考えております。そういう意味で、2004年の外形標準課税は一里塚にすぎないという印象を持っています。

では、この地方法人課税、今後の方向性、どういうところにあるのかということを次に 述べたいと思います。まず外形標準課税の導入ですけれども、目的としては、シャウプ勧 告以来の応益課税を実現することにあったということは事実であります。

しかし、その結果を総合的に考えますと、これは結果論ですけれども、やはり都道府県 税収の3割近くを占める事業税収入を安定化させるということが改正においては最優先さ れていたように私自身は考えております。

しかし、この外形標準を、拡大すればいいかといいますと、そこにはいろいろな難しい 問題が個人的にはあると思っておりまして、外形標準の全面的な実施というのはおそらく 困難をきわめることではないかと思っています。

私自身の考え方は、これから述べますけれども、地方法人特別譲与税を復元せずに廃止するということ。そして、代替財源として地方消費税を充実して、事業税本体の外形標準化を進めるということを考えております。その理由をこれから述べさせていただきたいと思います。

まず地方法人特別譲与税でございますけれども、これは何て言うんでしょうか、のどの 奥に刺さった魚の骨のようなものであると言ったらいいのではないかと思います。この特 別譲与税、ルーツをたどっていきますと、もちろんこれは政治的な妥協の産物なわけです けれども、私自身は三位一体改革の負の遺産ではないかと思います。

と申しますのは、三位一体改革におきましては、交付税を削減して税源移譲しました。 そうしますと、不交付団体は交付税は減らないで、一般財源、したがってまた超過財源が 増えます。しかし、交付団体は交付税が減らされて、わずかな税源が移譲されるというこ とです。日本全体の租税総額が変わらないとすると、不交付団体の超過財源が増えた分、 交付団体の一般財源は減るという形で必ず帳尻が合うはずです。その結果、一般財源で地 域間の格差が大幅に拡大したというのが、この特別譲与税のバックグラウンドであります。 そこで、不交付団体の超過財源を供出して、地方団体間の実質的な水平調整を図るという 延長線で出てきたものであると理解しております。

私自身は、169回の国会の総務委員会でこのことを主張しました。まず、この特別譲与税というのは、地方税の分割基準と財政調整の配分基準を混合していると。したがって、特別譲与税は廃止して、復元せずに、交付税の原資にすべきであるということを述べました。

このような考え方のバックデータをこれから述べたいと思います。まず、この図ですけれども、地域的な偏在の状態を見たものになります。ごらんのように、地方消費税と特別譲与税はかなり普遍的になっておりますけれども、法人事業税と法人住民税の偏在性は極めて高くて、最大と最小では5倍前後の格差がございます。

外形標準課税では、あまり偏在性が是正されていないということなんですけれども、その理由を考えてみますと、まず外形標準課税ですので、当然付加価値割というものがございます。この付加価値割には、利潤、利子、賃借料に加えて、給与総額というのが入っています。この給与総額は雇用所得の大まかな代理指標ですので、比較的偏在性が少ないというよい点があるかと思います。しかし、他方で、現在の外形標準課税では資本割のウエートが高いわけですから、これが偏在度を非常に強調しているという結果になっています。したがって、改革前の事業税に比べますと、地域的な偏在性はむしろ高まっているというのが現状かと思います。

したがって、現在の特別譲与税を廃止して、これを事業税として復元するということの コストを考えるべきではないかというのが第1の論点であります。

では、この偏在是正の問題、方策はどういうものがあるかということですけれども、大きく分けると3つのタイプがあります。しかし、いずれも不完全でありまして、さまざまな政策目標とのトレードオフがあるかと思います。

まず法人事業税の内部で偏在是正を行うということにつきましては、分割基準の見直し と特別譲与税、この2つがございます。

分割基準の見直しについては、ご存じのように、平成17年の改革によりまして、事業者数と従業員数で分割することになりました。これは相当偏在是正効果があったわけでありますけれども、事業活動を反映する分割基準になっているかどうかということについては、やや問題点があるように思います。それから、特別譲与税については、先ほど言った

ように、課税権の配分基準と財政調整の混同という問題があるかと思います。

次の方策でありますけれども、事業税の中における分割基準の変更ですとか、譲与税化は排除して、他の地方税目とのタックスミックスを通じて間接的に地方税の偏在性を是正する方策であります。これについては、平成19年の経済財政諮問会議に提出されました増田総務大臣(当時)の提案が有名ですし、それからまた、神野先生も同様なご提案をされております。

地方消費税、これは税収の偏在性が少なく、かつ安定した税目でありまして、地方税に最も適した税目であるということは言うまでもありません。ただ、他方で、この地方税については、やや譲与税的な側面もあるという指摘もございます。これにつきましては、先ほどちょっと触れましたが、平成23年度ですかね、衆議院の総務委員会、第177国会で、当時の片山総務大臣が重要な発言をしております。この片山大臣の発言というのは、現在の地方消費税はやや譲与税的な側面があるけれども、税率決定権も含めて理論的に地方税にふさわしい性格に変えることができないかどうかを諸外国の例を参考にしながら真剣に検討すべきであるという発言をされております。

私は過去15年ぐらい地方消費税の理論を私なりに研究してまいりましたけれども、その結論というのは次のようなものになります。それは、地方消費税というのは、境界調整ができない。したがって、仕向地原則を適用することはできない。よって、地方消費税は原産地原則でしかかけることができないというのが標準的な考え方ということになります。

しかし、原産地原則で地方消費税をかけているブラジルでどうなっているかといいます と、これは相当な問題がやっぱり発生しているということがわかります。

その一方で、過去10年間の世界の租税理論ですとか、あるいは、ヨーロッパ、カナダ における税源配分の発展を見ますと、境界税調整を行わなくても仕向地原則の適用ができ るということが理論的にも実証的にも明らかになっています。

その中でも、カナダの協調売上税で実施されておりますマクロ税収配分方式というものが、私、青山学院大学の堀場教授、関東学院大学の望月教授の研究でいいますと、最も実現性が高いものであるという感触を持っています。

このマクロ税収配分方式の仕組みについては、14ページと15ページに書かれておりますので、ご参照していただければ幸いであります。

1つのポイントだけ言いますと、マクロ税収配分方式というのは、仕向地原則での税収 の帰属、これはもう最終消費から直接算出できるという、そういう考え方であります。し たがって、個別の取引ごとに税収を清算する必要が一切ない。一旦消費税をプールして、 しかる後に各地方団体の最終消費額に応じて分配する非常に簡単な仕組みとなっておりま す。

このマクロ税収配分方式のメリットとしては、税の徴収と税収の配分が完全に分離されますので、実務的な難点と言われている境界税調整が全く必要ありません。また、地方団体ごとに税率が異なっても、システムとしては税収配分は可能となりますので、税率決定権も理論的には保持できるというメリットがございます。

それともう一つ、地方消費税と税源交換をする場合に考えなければいけないのは、清算 基準を精緻化するという問題ではなかろうかと思います。

ご存じのように、現在の地方消費税、これは一旦税務署に都道府県が納付して、そして、 指定統計によって各都道府県に清算を行っております。ところが、この指定統計による最 終消費の把握は、必ずしも精緻なものとなっておりません。これについては、総務省の統 計局と私どもが共同の調査をしまして、そこに書いてあるように、産業連関表をつくって、 現行の清算基準がどの程度ほんとうのあるべき最終消費をカバーしているかということを 推計しました。その結果、現行の指定統計、上から3番目の帯グラフになりますけれども、 一方で計上されてない部分があると同時に、他方で本来計上すべきでない最終消費が現在 の商業統計には含まれております。

また、地方消費税の配分基準、これは非課税取引にかかわる控除できない仕入れ税額、これも配分基準にすべきでありますけれども、指定統計では非課税取引にかかわる控除できない仕入れ税額、これについては配分基準には全く算入されていないという問題があります。

今後の方向性としては、現在経済センサスが来年度公表される予定だと聞いていますが、 この経済センサスによってより精緻な清算基準の改善を進める必要があるのではないかと 思います。

最後に、地方交付税について触れさせていただきたいと思います。税源偏在を是正する 3番目の方策として、地方税の枠での偏在是正を断念しまして、一般財源での偏在是正を 行うという考え方、これは当然あります。特に三位一体改革で交付税が5兆円も削減され ましたので、一般財源が不足しているという声はいまだに強いと思います。

しかし、この地方交付税というものに偏在是正を期待するということについては、1つの留意しなければならない点があるかと思います。それは、このスライドに見られますよ

うに、地方団体において一般財源が偏在していると言いますけれども、その中身は何かと考えてみますと、地方税と地方交付税ということになるかと思います。その地方交付税は基準財政需要から地方税の75%を控除したものですから、これを整理しますと、地方団体の一般財源というのは基準財政需要に地方税の4分の1を掛けたものを足したものということになります。そうしますと、基準財政需要が同一の地方団体にとってみますと、地方税掛ける4分の1というのは交付税の財源調整対象外になる、ここが問題なわけですね。

したがって、交付税のこの問題を解決するためには、留保財源率を引き下げなければいけません。しかし、留保財源率を引き下げますと、今度は逆に地方団体が汗をかいて自前の税を徴収するという、そういう徴税インセンティブが削がれるということになります。 このジレンマを地方交付税は抱えていると言われています。

私は、ここまで来ますと、特に特別譲与税を復元せずに廃止するということになりますと、一般財源の偏在是正が進んでない中では相当大きな摩擦か生じるかと思います。その意味で、譲与税を復元せずに交付税原資に入れると同時に、一般財源でより強力に偏在是正するように交付税制度も工夫を加える必要があるのではないかというふうに個人的には思っています。例えば留保財源率、現在は全国一律25%になっているわけですけれども、これを財政力指数に応じて多少留保財源率に割落としをかけてもよいのではないかと個人的には思います。

以上、雑駁でしたけれども、時間が来ましたので、私からのトピックスは以上になります。

【神野会長】 どうもありがとうございました。論旨明快に、かつ簡潔にご発表いただきまして、問題の所在のご指摘だけでなく、少し踏み込んだご主張までちょうだいして、 大変感謝をする次第でございます。

それでは、意見交換に移りたいと思いますので、委員の皆様方、どなたからでも結構で ございます。ご発言をちょうだいできれば。中里委員、じゃあ。

【中里委員】 どうもありがとうございました。1つ大きな質問をさせていただこうと思います。8ページと9ページに地方法人特別税と同譲与税の改革の方向性が書かれているんですが、8ページのほうは、廃止した上で地方消費税を充実するというご提案で、一方、9ページのほうは、交付税の財源にするというご提案だと理解しております。今、最後のところのお話ですと、後者のほうを支持されているのかなという感じを、印象を持ったんですが、不交付団体と交付団体の間の税収格差の是正をするという観点からすると、

確かに交付税財源に入れるほうがよいのかなという印象を受けるのですが、その点、現時点のご判断、あるいは、これから地方の消費税と交付税が1.54%上がったときのご判断としてどうかということを伺いたいと思います。

【持田教授】 中里先生、どうもありがとうございました。これ、8ページと9ページ、ちょっと書き方がわかりづらかったという点、反省しております。私が言いたかったのは、地方法人特別譲与税、これは課税権の分割と財政調整の配分とを混同していますし、それから、税収の偏在是正効果は非常に大きいわけですが、しかし、その機能としては、地方交付税にやや類似したところがございますので、屋上屋を重ねる制度となる問題点があると考えております。

この特別譲与税を復元して事業税とした場合に、先ほどのこの表にありますように、また、相当大きな地域的な偏在性が起こるという懸念があります。

したがって、特別譲与税は廃止する。その廃止をすると、当然国税のほうに行くわけですから、その国税が結果として地方交付税の原資に、法人税の原資は三十何%だと思いますけれども、なるという趣旨で書かせていただきました。

【中里委員】 経緯からすると、地方の事業税を分割して今特別譲与税にしているので、 もとに戻すとなると、地方に戻ってくるという理解になると思うんですが、そこは国税と して戻すという理解になるんですか。

【持田教授】 そこは難しいと思うんですけれども、ここは形式的に言うと、一旦国税にしたわけですから、一旦地方に戻して、それから国税に、法人税にその分を移譲するという形をとるかと思います。

【中里委員】 どうもありがとうございました。

【神野会長】 石井委員、途中でご退席されますが、何かご発言あれば。

【石井委員】 持田先生の今のいろいろなお話、大変傾聴させていただきました。特に資本割を入れたことでかえって偏在度が高まる面もあるという点は、当時、私、税制の責任者をやっていましたので、終盤、どうしても付加価値割を導入する外形課税をやるときに、1つは、2分の1を4分の1にしないともうもたないと。もう1つは、付加価値だけだと非常に関係業界の抵抗が強くて、資本割的なものを考えれば何とか妥協の余地があるというようなこともあったものですから、そういうふうにしたんですけれども、おっしゃる点はごもっともだと思っております。

今の特に8ページ、9ページのご提案は大変有意義なお話だと思いました。地方法人特

別税と譲与税の仕組みは、確かに偏在是正はしたいんですけれども、地方税としてあったものを一旦国税にしてというところが、大変地方側としてはつらい、大変イレギュラーな話だというふうに受けとめておりますので、地方法人特別譲与税を廃止して、復元しないで、かわりに地方消費税を充実するという、そういう持田先生のご提案は、大変傾聴に値するなと。ただ、これについては当然いろんな反応があると思いますけれども、十分議論すべきご提案だと思いますね。大変ありがとうございました。

【神野会長】 ほか、いかがでございましょうか。小西委員、どうぞ。

【小西委員】 持田先生、どうもありがとうございます。一言だけコメントをちょうだいできればと思うんですが、8ページのところでご提言いただいている件は、私も大筋としてはこれが一番いいんだろうというふうに思います。地方法人特別譲与税を廃止すると、法人税に行くかどうかというのは、そこはちょっと経緯、あのときは確か総務省の設置法も変えて、国税だけど地方税なんだよねというようなことを担保していたとか何か、そういう記憶がありますので、そこはどうなるかあれなんですが、この委員会の責務として、代替財源として地方消費税を充実するということになると、地方消費税率をさらに引き上げるということが前提になっているだろうと思うんです。あるいは、狭義の国税との配分、狭義の国税の消費税と地方消費税との分割をもう一度リセットするということが前提になっていると思うんですが、それを前提にできない状況でどうしようかなというのが、この委員会では多分検討課題になっているところがありますので、そこができるんだったらこうしたいというのは私もそう思うんですけれども、できないときにどうしたらいいんですかねというのは、もしコメントがありましたらお願いしたいんですが。

【持田教授】 小西先生、2つの論点ありがとうございました。まず第1点のことについては、ほんとうにこれは大変なことで、一旦、戻さないで、国に逆交付するということは、これは地方団体にすれば非常に苦しいことだろうと思います。しかし、私は、今日本の地方財政見ますと、行政サービス水準にかなり大きな差があるのではないかと思っておりますので、そこはやはり我慢してやっていただくしかないんじゃないか。

例えば乳幼児医療について言いますと、3割自己負担が原則ですけれども、地方団体によって助成額は大分違いますし、それから、年齢制限も高校卒業まで無料という自治体もあります。こういうサービスが自治体によって違うということは、やはり水平的な公平性の原則から考えて、許容できないのではないかという考えが背後にあります。

それから2番目の点、これはまさにおっしゃるとおりで、税源交換の財源としてではな

くて、社会保障の財源として地方消費税が半ば目的財源化されてしまいましたので、税源 交換としての地方消費税というのは当分はなさそうな雰囲気に今なっているのが事実です。 ですから、そこは、どう考えるかというのは難しいところですが、例えば1つの考え方 として、特別譲与税を廃止して交付税の原資に入れる見返りに、現在の交付税に入ってい る消費税の部分を地方消費税に振りかえるという選択肢もあろうかと思います。しかし、 これだと一般財源全体として増えませんので、相当これは理念を詰めないと納得はされな いとは思います。

【神野会長】 それでは、ほかになければ、そろそろ予定の時間をオーバーしておりますので、この辺で持田先生からのヒアリングを打ち切らせていただいてよろしいですかね。 それでは、これで持田先生からの発表を打ち切らせていただきます。 どうも先生、お忙しいところ、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、森信先生からご発表をちょうだいしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

森信先生、ほんとうにお忙しいところ、貴重なお時間をちょうだいいたしまして、申しわけありません。これもまた、恐縮でございますが、25分程度でご発表をいただければと思います。よろしくお願いします。

【森信教授】 ただいまご紹介いただきました森信です。よろしくお願いします。

私は地方税の専門家ではございませんので、私の認識、少し違っている点もあろうかと 思いますが、その点はご容赦いただきながら、お話をさせていただきたいと思います。本 日はどうもお招きいただきましてありがとうございました。

私のほうは、非常に実践的な発言を用意してきておりまして、後でご紹介しますが、この1枚紙に実は全部集約させております。

まず最初に私の認識を申し上げますと、当面の問題は地方法人特別税のあり方でありますが、見直しに当たっては、幅広く地方税全体の中でいろいろな選択肢を議論しながら、 総動員して、できることからやっていきたい、やっていくべきじゃないかというふうな立場であります。

その際、今持田先生からもお話ありましたように、地方の法人2税というのは、そもそも誰が負担しているのかよくわからない税でありますし、税収の偏在があり、さらには地方間の税収格差を拡大してきたというふうな事実関係を踏まえる必要があると思っておりまして、より安定的で地方間の格差のない税制の構築を目指していくべきじゃないかと思

います。

実は私はもう一つ目指すべきゴールというものがあるのではないかと。これは、最近のグローバル経済のもとで、電気代とか、いろんなものが上がってくる。そういう中で、法人税が企業の1コストとして認識されておりまして、地方経済にとって、地方法人税、法人2税というものがあるために、あるためにかどうかはわかりませんが、これが1つの地方の経済の空洞化とか雇用の創出を招いている要因となっているのではないかという、そういう観点からも見直しをすべきではないかと。わかりやすく言えば、地方法人2税を引き下げていくという観点も必要ではないかと思っております。

その観点で、ここに用意してきたのですが、OECD統計から作った地方税収の構成割合の国際比較です。これによりますと、日本の法人所得課税の割合は13.9%ということで、世界で見てずば抜けて高いわけですね。特にいわゆる単一国家と呼ばれている国には、法人所得課税の割合がほとんどない。イタリアはちょっとありますが。ドイツ、アメリカ、カナダという分権国家においては、いろんな形での法人所得課税の部分がありますが、それにしても日本の地方税収の構成割合というのは世界的に見て極めて大きく異質なところがあるのではないか、これが一番大きな1つの認識であります。

そういうことをいろいろ考慮しながら、結果的には、2ページのようなことを考えてみました。「地方法人税改革の選択肢」というふうに書いてありますが、冒頭述べましたように、1と2と3のどれがいいという話ではなくて、できればいろんなことを考えながら、あわせてやっていくべきじゃないかということで作ったものです。

最初の選択肢は、法人2税全体を地方の問題としてとらえます。、前から私の認識は、地方法人2税がいろんな問題を抱えているにもかかわらず、なぜ地方のほうからこれをほかの税に置きかえるべきだという声がそれほど出てこないのかと疑問に思っていました。片山前総務大臣から聞いたことですが、交付税というものが、例えば企業城下町などで、税収が突然落ちても、それをカバーをしてしまうので、地方法人2税のいろんな問題が隠れてしまうというふうなことをおっしゃっていましたが、まさにそういったことがあるのではないかと。

そこで、地方の自立という観点から考えるならば、地方財源の問題は地方で知恵を絞って考えることが必要だと思いますので、地方税の中で安定的な税収をもたらす基幹税である住民税や固定資産税の強化や課税自主権の発揮をしながら、その財源で事業税を廃止、縮小するというのが1つの考え方ではないかと思います。

課題は、ここに書いてありますように、これは法人税減税になりますので、住民税を増 税して法人税を減税するということがほんとうにできるのかねと。地方の首長さんとか住 民の方の理解が得られるのかという大きな問題があります。

ただ、法人税というのは、地方法人税もそうですが、誰が負担しているか、ほんとうに よくわかりませんし、消費税だって、これは企業負担の部分がないとは言えません。

そういったことで、その辺の少し分析をして、明らかにし住民に説明していけばよいのではないかと。そうすれば、必ずしも法人税を減税して、住民税とか固定資産税、これは市町村税ですが、そういったものを充実させていくという改革も必ずしも理解を得られないわけではないのではないかと思っております。

それから、2番目ですが、法人2税、あるいは法人事業税だけになるかもしれませんが、 これをすべて外形標準課税に置きかえると。今、7,000億程度が外形標準課税ですが、 残った法人事業税をすべて、あるいは法人住民税も含めて外形標準課税に置きかえるとい う選択肢があろうかと思います。

その場合は、外形標準課税の課税ベースの拡大、これは先ほど持田先生のほうからお話がありましたように、さまざまな特例があります。外形標準課税は、最後の段階で特例がたくさん作られていったという経緯がありますので、特例を整理して本来の姿に戻していくということがセットだと思っています。

理由ですが、今ちょっと述べたこととダブりますが、もともとシャウプ勧告以降、加算型の付加価値税として位置づけられてきたということですね。だから、これに戻す、近づけるということです。それで税収が安定しますし、応益税として、赤字法人に応分の負担を求めることができる。これが今の外形標準課税には抜けておりますので、ここをしっかりやるということですね。赤字法人課税ができるということがメリットではないかと思います。

それから、法人所得課税の実効税率は、これは縦(課税ベースが所得)のものを横(課税ベースが付加価値)にしますから、少し下がるわけですね。そういう効果も期待できるということです。

これに対して、課題というふうに書いてありますが、実は外形標準課税というのは、税の観点からは非常に問題が多い税制です。

1つは、仕向地課税がとれない。国境調整ができません。したがって、グローバル経済の中で、企業が輸出するときの競争力、そのコストの中に入ってしまうということですね。

国境調整ができないということで、効率の観点から問題があると。

ここには書いてありませんが、もし所得課税であれば、外国企業が日本に来て、日本で 法人所得課税を負担すれば、当然本国で税額控除が受けられるわけですが、それも今の外 形標準課税では受けられない。そういう、税制としては大きな問題がある。加算型付加価 値税の特色でもあるのですが、そういう問題がある税制を拡大することが日本経済の立場 から本当に良いのだろうか、ということです。

それからもう一つの課題としまして、課税ベースの拡大、赤字法人課税というのが可能なのか、言うのは簡単ですが、実際は大変だと思います。しかし、私は、可能な限り、特例は整理し課税ベースを広げるべきだと考えております。

それから、所得課税の法人実効税率は引き下がるのですが、企業にとってそれほど負担は変わらない。生きのいい企業は所得課税分が減って少しは楽になるというふうなことをずっと言われておりましたが、実際はその効果がどこまであるのか。つまり、ほんとうに外形標準化していけば企業の空洞化は防げるのか、効果については必ずしもそうは言えないのではないかという感じもします。

それから、3番目でございますが、これはちょっと入り組んでいるんですが、法人2税 を国の法人税と統合する。今異なっている課税ベースを合わせていくということです。

企業にとっては統合いたしますと、簡素化になり大きなメリットが得られるのではない かと思っております。

それから、その統合をした上で、当分は、2税相当分を暫定的にたとえば交付税としたうえで、客観的な基準で再分配していくと。この場合、実質的な水平調整制度ができるということでありますので、富裕自治体の税収の取り込みがなくなり、格差も是正されていくし、また、そこに交付税縮小の財源が生まれるのかもしれません。

暫定的にはそういうふうな形にするのですが、将来的・最終的には、国と地方の仕事の 見直し、これとセットで消費税率のさらなる引き上げ、10%を超える引き上げというこ とですが、これらで財源を見つけて税源交換する、あるいは、補助金とか交付税の見直し、 これは三位一体改革のときの改革とも関係しますが、そういった形で財源を確保しながら 税率の引き下げを行うということであります。

理由といたしましては、法人に対する税制を一本化するということは、税制の簡素化につながりますので、企業にとっては大変な負担軽減になると。こういうことをメリットとして納税者に感じてもらうということは重要ではないかと思っております。

それから、将来的に法人実効税率の引き下げが課題になるときに、国として対処しやすい。立地の競争力とか空洞化とかいった問題の中では、大きな国の成長戦略の中でも考えていく必要があるということはまた事実だと思います。

その際、ここには書いてありませんが、法人税を実効税率を引き下げるというときには、 当然税率だけではなくて、課税ベースの拡大ですね、これもあわせて行うべきだと思いま す。ネットの減税は絶対に行うべきではなくて、今でもやはり減価償却の問題とか、それ から、利子控除の問題とか、日本の法人税の課税ベースはまだまだ狭いところがあります ので、そういったところはきちっと整理しながら見直しを行っていく必要があるのではな いかと思います。

課題ですが、これ、国にとっては将来減税が求められる税目を引き取るということには、 不良債権を引き取るようなものですから、難色を示す可能性があると思います。

それから、消費税率のさらなる引き上げが、これは課題となりますけど、そのときに、 社会保障財源でなくて、法人税減税のための引き上げということが果たしてほんとうにで きるのか。ただ、私は、この議論を乗り越えなければ、新しいフロンティアは開けてこな いと思います。それは先ほどの税を誰が負担するのかというところをしっかり実証的にも 研究することではないかと思います。

それから、水平的調整という点ですが、これはどこまで可能なのか。今、日本維新の会も提言していますが、どこまで水平的調整というのが可能なのか、これはちょっと私にはよくわかりません。そういう問題があるということです。

早口でしゃべりました。しかも論理というより実践的な選択肢だけで、失礼しました。 以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。簡潔にお話をいただいて、3つのオルタナティブといいますか、選択肢を、それぞれ、メリット、課題などをお示しをしていただいた上でご説明いただきました。

それでは、委員の皆様。

【石井委員】 すいません、途中で失礼するものですから、2点お伺いしたいんですが、 森信先生の1枚目の資料を見ますと、確かに日本の地方税収、法人所得の比率が諸外国に 比べてかなり高いんですけれども、同時に消費課税もね、スウェーデン、イギリスはちょ っと特色ある税制ですから、それ以外のOECDの主要国と比べると、消費課税の比率は 割に少ないんですね。そういうことから言うと、森信先生、選択肢を3つ示されましたが、 例えば1のところで、法人2税全体を個人住民税、固定資産税などの地方税の負担増で置きかえるとおっしゃっていますが、もう一つは、地方消費税に置きかえるというのが選択肢としてあっていいんじゃないか。そこはまさにさっき持田先生が言われたところだと思うんですが、その点についてどうお考えなのか。

それから、もう一つは、1の理由のところで、課税自主権の発揮も含めて検討すべきだとおっしゃっているわけで、私はもちろん地方はもっともっと課税自主権を活用すべきだとは思っておるんですけれども、ただ、私も実際、知事という仕事を8年やってみて、また、それ以前に霞が関で税制の仕事も少しさせていただいた経験から言うと、もちろん課税自主権を発揮して、すべての都道府県なり市町村が努力して確保できる税源というのは、数億とか数十億とか、あるいは数百億というのはあるいはあるかもしれないけれども、法人2税は、全体として、ご承知のように、減ったといっても、2兆、3兆、4兆という世界ですから、なかなか難しいように思うんですが、森信先生のほうで、例えばこういうことやったらどうだという具体的なご提案があったら、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。

【神野会長】 2点、お願いできますか。

【森信教授】 まず1点ですが、選択肢1のところに地方消費税は書いておりません。 消費税の話は3のところに書いているつもりです。ただし、今の地方消費税、国税の25% となっていますが、これは国におんぶに抱っこにしがみついているような感じなので、そ こをきちっと切り離して、地方消費税1%、それから、国の消費税4%、ただし、執行等々 は一緒に5%でやるというふうに分離すべきではないかとも思っております。そうすれば、 今度は地方間で首長さんたちが集まって、社会保障目的とは別に、地方の財源や税制のあ り方として議論しながら、地方消費税の1%をさらにもう1%上げるとか、そういった形 で議論することができるなら、選択肢1に入ると思います。つまり、地方の話として財源を 確保しつつ法人2税の引き下げというふうなことも可能になるわけです。お答えになって いるかどうか知りませんが、第1点はそういうことであります。

第2点は、課税自主権というのは確かに、税収との関係でいけば大したものじゃないというご意見は存じ上げておりますが、課税自主権をもう少し広い範囲でとらえて、固定資産税などを、私の自治体は、税負担は高いけれども、サービスは決して悪くないよと、むしろいいよというふうな形で構築することは可能ではないかと思っております。

よく例に出すのですが、イギリスに昔勤務していたときに、地方税のカウンシルタック

スがあることを知りました。一番いい地域のウエストミンスターシャーと、この間オリンピックがありましたイーストエンドの方とでは4、5倍税率が違っておりました。高いカウンシルタックスの自治体が、プレステージな自治体というようことで、人気がある。自分の収入で住める範囲のなるべくカウンシルタックスの、むしろ高いほうを住民が選ぶこともあるということを聞きました。課税自主権の発揮で、サービスとの関係でそれを変えていくということも可能ではないかと思います。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、私のほうから。

【石井委員】 ちょっと一言だけ。今のお話ですと、私、地方消費税、今の課税標準を例えば消費税の一定割合というふうにしているのは確かにやどかり的でよくないなと私も前から思っていましたので、その点については、今のお話、大変ありがたいといいますか、そうすると、そういうふうに地方消費税をちゃんと、やどかり的じゃなくて、独立した位置づけにして、地方側がイニシアティブをとって、例えば1%を2%にするとか、場合によっては2.5%にするとか、そうして、それは執行の点では国税の消費税とうまくやっていけば国民に不便にもならないから、もっと地方消費税の独立性を高めたほうがいいんじゃないかという先生のご意見だと受け取ってよろしいんですね。

【森信教授】 はい、そうです。

【石井委員】 そういうことであれば、場合によっては、ここは、選択肢1のところで、 法人税減税を住民税等の増税で賄うことになるという住民税にかわって地方消費税という ことも選択肢としてあり得るんだというお考えだと考えていいですか。

【森信教授】 そうでございます。今はこの3のところに書かせていただいているんですが。

【石井委員】 わかりました。あと、森信先生、固定資産税は、確かに例として挙げられましたけれども、現実にはロンドンの例を出されましたが、我々地方の実態から言うと、税収が足りないといって困っているところというのは、実は率直に言って田舎で、そういうところで固定資産税を上げると、いよいよ住民がもうこんなところには住めないと思って、みんな東京や大阪に行ってしまうと、こういう問題が起こるんですよね。そういうところがあるので悩ましいということなんですが、そういう点もご理解いただければと思います。

【森信教授】 わかりました。

【神野会長】 それと関連してですが、ちょっと私のほうから。今お話のように、課税

自主権で固定資産税の例を出されたのは、結局あれですよね、市町村税として独立税として設定されたような固定資産税が基幹税で、あとは付加税的な、国税に対するですね、税金だと。そうすると、2番目の、この選択肢の2のところは、その意図を盛り込んで、つまり、今道府県税に事実上独立税がないと。つまり、外形標準化されてないのでですね。もともとシャウプ勧告のときには、独立税として道府県に加算型付加価値税を、それから、市町村に固定資産税をという発想だったので、これは2番目の提案と関連するのだと理解してよろしいですかね。先ほど、重要な、つまり、税収が大きく上がり、課税自主権を発揮するということについては独立税というのが重要になるという裏読みをすると、2番目の提案と関連しているのだという理解でいいですか。

【森信教授】 今の神野先生のご質問ですが、私は1の中でその話をしたつもりでして、2は、今の事業税、残った部分ですね、今、7,000億が外形標準なのであと1兆5,000億ぐらいあると思いますが、その部分も全部外形標準化するという考え方です。本来なるべく広く外形標準課税をしていこうという議論でしたが、議論の結果、4分の1だけが外形標準課税になったわけですが、残りのところも含めて外形標準課税に全部してしまう。そうすれば、事業税の自治体間格差という問題が、小さくなる。

【神野会長】 いや、言い方を変えると、そのご提案は、道府県にも独立税をつくりましょうという提案として理解していいでしょうかというふうに言いかえたほうがいいかもしれませんが。

【森信教授】 そういう意味では、おっしゃるとおりです。

【神野会長】 はい。ありがとうございます。あと、いかがでございますか。

【中里委員】 どうもありがとうございました。今の2つの質問に関連してなんですけれども、2の外形標準課税の話なのですが、例えば法人事業税について、付加価値割を増やしていって、課税ベースをさらに広げていくと、究極的に現行の消費税と同じような課税ベースにまで持っていくことができるのかどうかということなんですね。もしそれができるのであれば、段階的に外形標準化をさらに拡大していくと、どこかの時点で、地方消費税に置きかえるようなこともできるのかなと。私は全く素人なので、初歩的な質問なんですが、そのことを伺いたいと思います。

【森信教授】 2の一番右に書いてあるのですが、加算型付加価値税にした場合、一番 大きな違いは、仕向地課税方式がとれない、国境税調整ができないということだと思いま す。アメリカでもずっと所得税体系を消費税体系に変えようという動きがあるのはご承知 だと思いますが、その中で、加算型の付加価値税にしてしまうと、国境で調整することができない、その部分が抜き出すことができませんから。そういう問題があって、アメリカの言い方で言えば、ヨーロッパとの国際競争にハンデがついているということが議論されていますので、そこが1つの難点だと思います。

ただ、地方税の立場からすれば、これは応益税としての付加価値税なんだから、何も国 境調整をしなくてもいいじゃないかという議論も大いにあると思います。私は、そうはい っても、現実問題、グローバルな競争にさらされている企業の負担として考えた場合は、 国境調整ができるほうがはるかに効率的ではないかというふうな立場です。

【神野会長】 吉村委員、もしもあれでしたら、税法の立場から。

【吉村委員】 大きな観点からのご報告で大変刺激になりました。どうもありがとうございます。先ほどの持田先生のご報告の中で、租税競争というタームが出てきて、それとの観点で質問できればなと思います。

先ほど持田先生の発表の中ですと、租税競争、これはどちらかというと地域間競争という文脈で用いられていたように感じたんですけれども、こちらの森信先生のご報告の中ですと、グローバル経済ということで、むしろ国家間で生産活動なり利益を生み出す活動をどこに立地をするかということを企業が選択するという話かと思いました。その際の企業の負担の1つとして、地方の法人課税がクローズアップされるといった流れでとらえられているのかなと感じましたので、お話としては、どちらかというと、国税としての法人税も含めての法人課税という、そういったとらえ方での議論ということなのかなというふうに受け止めたのですけれども、それでよろしいかという点をお伺いしたいと思います。

【森信教授】 私は、狭い日本でそういう競争をしていいことはないのではないか、という立場です。

【神野会長】 どうぞ。

【吉田委員】 選択肢の1の課題のところで、「法人税減税を住民税等の増税でまかなう」とのことであるが、市町村の場合は特にいろいろな自治体があり、法人税収のウエイトの高いところもかなりありますので、それを住民税等に置きかえるというのは本当に不可能なことです。それで選択肢の3になると思うのですが、これは、地方の法人二税が国の法人税に変わって地方交付税として戻ってくるという解釈だと思います。最終的には、将来減税を求めるということですが、森信先生は地方自治体全体の予算枠を縮小すべきだというお考えなのでしょうか。

【森信教授】 私は、基本的には、代替財源を確保して、グローバル競争の中で、将来的に、法人実効税率を引き下げていくことが必要になるのではないかというふうなことを申し上げております。さらに課税ベースの拡大等々、いろんな財源の出し方があるものですから、トータルとしてネットの減税ということは考えておりません。ただ、国と地方との関係はどうなるか、それはいろんな選択肢があると思います。

それから、先ほどの前提のお話ですが、これは吉田先生からすれば、机上の空論とおっしゃるかもしれませんが、世界の地方税を見ていきますと、例えばスウェーデンでは、これは神野先生のご専門ですが、基本的に地方政府で社会保障をやっているわけですが、その財源をほぼ100%住民税で賄っているわけですね。それから、例えばイギリスの場合は、100%固定資産税、先ほど言いましたカウンシルタックスですべて地方のサービスの財源を賄っているわけで、これから地方自治体の役割が変わる中では、必ずしも今の税目のあり方でなければいけないんということは、私はないんじゃないかなという感じもしております。

【神野会長】 いかがでしょう。木内委員、もしもありましたら。いいですか。

【木内委員】 時間もないので。

【神野会長】 じゃあ、小西委員。

【小西委員】 ごく簡単にお答えいただければと思います。きょうはありがとうございました。2ページの真ん中の欄で、事業税は昭和25年のシャウプ勧告以降、加算型付加価値税として位置づけられている。これは言葉の意味としてなんですけど、25年ですので、これは2次勧告ですかね。2次勧告で加算型付加価値税、あれはたしか2次勧告では、付加価値税が難しいんだったら加算型でやってもいいんじゃないかなというような感じのことをシャウプが報告書として残されたということをそこでは書いていただいているということなんですか。

【森信教授】 ここは深く原典に当たったわけではないので、もう1回原典に当たって みたいと思います。

【神野会長】 まあまあ、それは、どっちでもいいと言うと怒られちゃうけど、シャウプ勧告自身がぶれているんですね。なので、彼自身の頭の中で、ちょっと混乱しているところがあったので、森信先生の責任ではないと思います。

【小西委員】 もう1点なんですけど、選択肢3の一番左側の、選択肢の3行目の一番 左側というんですか、のところで、実質的な水平的調整制度という言葉がありまして、こ

れは言葉の意味として地方共有の財源にしてしまうという意味で水平的調整という言葉を使っておられるんだろうと思うんですが、それでいいでしょうかということと、あわせて、この委員会は、非常に狭い土俵の中で議論しているところがあるというのを改めて自覚したんですが、不交付団体と交付団体のバランスを、地方法人特別税、譲与税を廃止しながら、そこのところをどうバランスをきわどくとるかというような狭い土俵の中で考えていますと、これをやると、不交付団体から未来永劫財源を取り上げて交付団体にドンと持っていくという話になるので、ちょっと不交付団体の顔が立たないという感じなんですが、それは私たちの委員会の責任なので、ここはこうなるということでよろしいんですよねという確認の意味です。

【森信教授】 ここは、今小西先生がおっしゃったとおり、まさに不交付団体からも負担を求めるということです。だから、この右の一番下に、水平的調整というのは、言うは易く、ほんとうに可能なのかなという問題点を書かせてもらっております。私としては、格差の問題があって、それが日本経済の1つの姿として一極集中が進んできている中で生じているのであれば、もう少し不交付団体からも負担を求めても決しておかしくはないのではないかと思っております。

【神野会長】 あと、中村先生、ありますか。いいですか。

【中村委員】 選択肢の2のところの、課題のところで、空洞化の防止になると書かれていますが、確かに法人税が高くて、それでほんとうに空洞化、それが原因で空洞化が起こっているということであれば、これは大変大きな問題だと思います。ただ、ほんとうにそうなのかというところがあると思うんですね。まず、大体法人税が高いのかということですが、企業の負担は、法人税だけではなく、社会保障とか、いろいろありますよね。そういうコストを合わせて日本が特に高いのかという問題があります。また、仮に高かったとしても、企業の立地の決断というのは、税だけじゃなくて、ほかにも、為替とか、あと、周りに消費地があるかとか、ほかにも立地の選択に影響を及ぼす要因というのはいろいろあると思うんです。法人税の負担が空洞化というものに直結してしまっているという、何かデータといいますか、そういうものがあるのでしょうか。しかも、行政サービスの15%ぐらいが対企業サービスであるという研究結果もあるということで、応益という意味でも、法人税というのはある程度負担していかなきゃならないものじゃないかなという感じもするのですが、その点はどうなのでしょうか。

【森信教授】 この点はいつも確かに議論の大前提になるところだと思います。私も、明確に日本の法人実効税率の高いことが空洞化に結びついているかどうか、必ずしも確証はありません。ただ、今、世界の法人税の実効税率を見てみますと、これは趨勢的に、OECDでこの10年間に平均で5%ぐらい下がってきているんですね。これは、こちらが下げるからこちらも下げざるを得ない。ドイツが下げたからイギリスも下げざるを得ないということで、立地の競争力という観点からそういうふうに動いていることは事実だと思うんですね。ただ、今おっしゃいましたように、社会保障負担の問題もあわせて考えなければいけないというのも事実だと思います。

そういうことで、私は、応益税として負担を求めるのであれば、今の外形標準課税の課税標準を改めて、まず赤字法人にも課税できるようにする。例えば1億円のところで切るのではなくて、もっと幅広く外形標準課税をかけるということから始めて、大きな改革につなげていくことがいいのではないかと考えております。

【神野会長】 あとは、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この辺で森信先生からのヒアリングを終了したいと思います。ほんとうにお 忙しい中、ありがとうございました。いつもいつも申しわけありません。

それでは、引き続きまして、林先生からご発表いただければと思いますので、よろしく お願いいたします。

わざわざ遠いところ、ありがとうございます。それで、大変失礼でございますが、25 分程度の発表でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【林教授】 25分ということですので、早速お話しさせていただきたいと思います。 関西大学の林でございます。きょうはこういう場を与えていただいて、ありがとうございます。

それでは、レジュメに沿ってお話ししたいと思います。資料もプロジェクターも用意していただいているのですけれども、資料と照らしながら見ていただいたらと思います。

持田先生と森信先生、もうお2人お話しされた後ですので、重なりがないようにという ふうにしたいと思うのですけれども、きょうは、私のほうのレジュメで「事業税の論点」 というふうにしておりますが、地方による企業課税の論点ということでございます。

レジュメの1枚目に大きく4つを挙げてございます。地方の企業課税を検討する場合に、 何を検討するのかということ、私なりに整理をしておりますのが第1点。

それから、企業課税ですので、応益性ということが問題になりますけれども、それにつ

いて少し整理をしておく必要があるだろうということが第2点です。

それから、企業の法人課税ですので、課税ベースの選択をどうするかということが第3 点です。

それから、事業税は現在都道府県の税金ですので、府県間の税収配分はどうするかということが第4点。

現在の地方法人特別税ですか、譲与税化したものに関しては、主に府県間の税収配分というところで問題になってくるということではないかと考えております。もちろん課税ベースが所得ですので、現状の残った事業税と同じような議論はありますけれども、主な論点というか、検討をするために見なければいけないことは、この府県間の税収配分ではないかと思っております。

それでは、検討すべき事項に沿ってお話しします。先ほどの森信先生のように、これがいいのではないかという私なりの答えを明確にどこまで述べられるかわからないですけれども、1つは、課税の規模であります。図1に「事業税収の推移」があります。これももしかしたら出た資料かもしれませんし、おなじみのものだと思いますけれども、都道府県の税金の中でそれなりのウエートを占めている事業税ですので、都道府県の変動にも結構大きな、ほぼ同様のと言うと言い過ぎですけれども、変動に影響を及ぼすような規模の推移であるということです。

2009年度、2010年度に関しましては、税収として地方法人特別譲与税を含むという形にしております。

法人企業に対する課税の規模をどの程度にするのかということをまず検討しないといけないと思います。法人の都道府県の税収に対する割合等も含めて、どこまで依存するべきか。これは、事業税だけではなくて、法人住民税も含めて、企業に対する税金をどこまで地方は依存するべきなのかということにもなります。

私自身はということで言うと、あまり依存するべきではないと考えています。大阪の委員の方もいらっしゃいますけれども、私、大阪から来ておりますが、大阪府は、高度成長期から法人2税にあまりに依存し過ぎて、法人2税があるからいろんなことができたという状況がある中で、それが落ち込むと非常に苦しいということになっております。

それほど依存するべきではないとして、では、何%が望ましいかというと、なかなか難 しいのですけれども、企業に対する税金ですので、こういう言い方をしてしまうと身もふ たもありませんが、結局誰が払っているかわからない性格の税金なんだろうというふうに 思います。会計上は事業税というのは、法人税の計算のときに損金算入になりますので、 費用化されているということなんですけれども、ただ、そうはいっても、実効税率にはカウントされます。例えば固定資産税の償却資産の税金も、租税公課で費用ですけれども、 費用として転嫁されているとしても、どこに帰着しているのかはよくわかりません。

そういう意味では、誰が負担して払っているかがよくわからない税金にはあまり依存するべきではないと私は考えております。もちろん先ほどの変動とか、そういうようなことも、法人課税にあまり依存するべきではないという1つの根拠にもなってまいります。

それから、課税ベースの議論です。 2004年に外形標準が導入されました。外形標準課税というのは、シャウプ勧告以降、ずっと何度も議論がなされておりまして、民間の研究機関のアンケートなんかですと、景気がよくなると、企業の皆さんは外形標準課税でいいじゃないかというふうにおっしゃる。所得が増えると税金が増えるものですから。 それから、赤字の法人は払っていないじゃないかというような議論もされます。 ただ、景気がよくなると、税収が多いので、自治体の皆さんはあまり外形標準課税とおっしゃらない。 逆に景気が落ち込むと、自治体の側はやっぱり外形標準課税で安定させたい。 ところが、景気が悪くなると、大企業も赤字になってきますので、赤字で課税されるのは困るということで、それでずっとある種のせめぎ合いだったのかなというふうに思っています。

それが付加価値と資本金という形で、一応の課税ベースとして現状の形に落ちついているということなんですけれども、先ほどのお話に出ていました付加価値ベースのウエートを上げるというようなことも含めて、まだもっと検討するべきことは残っているだろうと思っております。

それから、都道府県間の配分というのがやっぱり大きな問題になろうかと思います。東京一極集中というふうに言われておりますので、それをどうするかということ、どういう形で配分していくのが望ましいのかということ、これが譲与税化する場合にもかかわってくる議論だと思います。

ただ、都道府県間の配分を見るさい、後ほど少し変動係数という、若干簡単な係数的なものをお示ししますけれども、東京一極集中という場合に、大体住民1人当たりという尺度が使われます。そうすると、東京は非常に高いということになるんですけれども、こういう企業を通じて集める税金が、住民1人当たりで見て等しくしなければいけないのかということに私はちょっと疑問を持っております。つまり、ある程度経済活動が高いところは、経済活動の高さに応じた税金というものがあってもよいのではないかというふうに私

はむしろ思っております。

その意味では、現在の譲与税というのは、府県間の差を縮めることに大きく貢献はして おりますが、そういう面だけではなくて、本来企業課税の税金はどういうふうに帰属する べきなんだろうかということをもう少し検討するべきだと思っております。

それで、応益性というのを2番目に挙げております。わかりきったことで、わざわざなんですけれども、応益性と言うときに若干議論が錯綜しているのではないかなと思っている部分があります。1つは、課税の根拠としての利益説が、法人の場合は、誰が受益しているかということも問題になるかと思いますが、赤字法人課税が議論されるさいの根拠になっているかと思います。事業活動の展開においては公共サービスからの利益を受けているのであるから、所得が赤字であっても何らかの税負担を負うべきだということですが、企業に課税する根拠としての応益性の議論です。

それから、負担配分をするときにも、応益性が問題になります。これが課税ベースの選択につながっていくんだと思います。応益性、企業が受けている受益というものを何ではかるかというときに、付加価値が多いほど受益しているだろうと考えれば、付加価値ベースの税金にしていくべきでしょうし、活動が大きくても、所得が発生していなければ受益がないと考えるのであれば、所得ベースだということになります。あるいは、そもそも企業が存在していれば、住民税の均等割のような税金を考えるのかというような受益に応じた課税が検討されます。企業ごとに税額を決定する際に何を基準にするのか、その際に企業の受益の大きさを考えましょうというのが応益性の2点目です。

それから、3つ目に挙げておりますのは、府県間の税収の配分における応益性ということです。これは、とりわけ分割法人の場合に、本社だけではなくて、事業所がある場合も、何らかの税収が入るようにしましょうということで、それは、そこで決算をしていなくても、何らかの企業活動を行っている限り受益しているでしょうということです。ですので、府県間の配分でどういう応益性を反映させるか、何を基準に見るかということが論点になってこようかと思います。

3つ目に課税ベースの選択というふうに挙げておりますけれども、これ自体は何度も議論が出ていることです。私自身も、以前の消費税議論の直前に幾つかの税制改革試算みたいなものに参加をさせていただきました。その折、バブルの前ですけれども、所得ベースの付加価値税、先ほどお話に出た加算型の付加価値税に移行していくのがいいのではないかということで、幾つか提言なり論文なりもその当時も書かせていただきました。

ただ、その後、バブル崩壊がありましたので、なかなかそちらの方向へは行かないと思っていたのですが、2004年に付加価値と資本金がベースとして入ったというのが現状であります。

それから、先ほど譲与税にする場合には府県間の税収配分の問題だろうというふうに申 し上げました。現状は、法人事業税に分割基準が設けられております。分割基準というの は、複数の府県にまたがって企業活動を行っている企業の税収を各都道府県にどういうふ うに配分するかということです。

表1は分割基準の推移です。基本的には事業所と従業者が分割基準として利用されています。税制調査会等の議論を見ても、都市圏への集中をやわらげるために分割基準を見直すという議論が行われており、例えば工場の従業者数のウエートを大きくするというようなことが行われております。

事後的な統計になりますので、分割基準を変えてどのような影響があったかは、なかなか言いにくいのでありますけれども、2005年度に本社の管理部門を2分の1にするという措置は廃止されております。これをこの当時の数字で、2004年から2005年度にかけてのデータから全国と都道府県別の動きを見てみました。2004年度から2005年度にかけて、トータルとしては事業税収は13%増えております。これは決算ベースです。

これを都道府県別に見ると、東京都はプラス15%なので、全国的な平均の事業税収の伸びよりも高い伸びをしております。一方で、神奈川とか愛知、大阪というのは、全体で13%伸びている中で、それよりも低い伸びにとどまっております。ということは、2004年度までは本社部門のウエートを下げるということで、本社のある東京に少し入らないようにしていたということだと思います。それが2005年度には、東京が相対的には少しほかの大都市圏よりも伸びが大きかったということを考えると、やっぱり本社機能2分の1というのはそれなりの効果があったと評価できるのではないかと思っております。

結局は今の仕組みを前提にする限り、分割基準をどうするかということが非常に大きな 問題になってまいります。

表 2 というのは、先ほど少し申しました 1 人当たりの税収の変動係数、これは人口 1 人当たりにしたものですけれども、を 2 0 0 8 年度について求めております。 2 0 0 8 年度にしておりますのは、地方法人特別譲与税の導入前です。それで、その年の決算ベースで法人事業税が 0.3183、個人の道府県民税が 0.2076、法人の道府県民税が 0.3

342となっています。それから、地方消費税 0.1072ですので、これはやっぱり低いです。消費税というのは、人口1人当たりということで見ると、偏在度は非常に低いです。その隣に、これは参考ではあるのですけれども、2009年度の地方法人特別譲与税の結果も入れております。これは 0.061で値は非常に低いです。むしろ、地方消費税よりも低い。消費税に関して言うと、消費活動で清算をしますので、やっぱり人よりは大都市圏に集中しがちだということです。それに対して、この譲与税は人口と従業者数を基準に配分しますのでむしろ1人当たりの税収は平準化しているという形になっているということです。

これは少しご参考にしていただけたらと思います。

表3からは、都道府県税課のほうにお願いしまして、『道府県税の課税状況等の調』というデータをいただきましてそのデータから算出した結果を示しています。データは都道府 県別に、法人の種類別ですとか、それから、課税ベース別ですとかということで記載されておりますので、それを整理してまとめたものだというふうにご理解ください。

表3は、法人数です。まず、外形標準の対象外の資本金1億円以下の普通法人があります。それから、外形対象の普通法人があります。法人のほとんどは外形対象外、資本金1億円以下の普通法人であるということがわかります。

小企業であっても、分割法人になっているケースもありますが、資本金1億円以下で非 分割というのが230万ありますので、法人の数としてはここの部分が大半を占めている ということです。

それから、外形対象普通法人、これは資本金1億円以上のものですけれども、分割法人が、本店分で1万6,000。他県本店分というのはありますけれども、これは他県に本店があるので、本店分ということでいうと、大企業で分割法人は1万6,000です。外形対象で非分割の法人というのは1万3,000あります。外資系の企業などは営業所だけどこかの都市に置いているといったケースが当てはまるのかなと思っております。

そうすると、250万のうち分割法人にかぎると、13万ほどの企業ですので、税金の 府県間の配分というのは、企業でいうとこれぐらいの数の企業を対象にしたものになって いるということです。

それから、表4は税収額を示しています。

トータルの税収は、2008年度でいうと、4兆9,000億円になります。そのうちの 外形対象法人の分割法人が3兆円近くを占めています。ですので、企業数は、先ほど申し 上げたように、非常に少ない数ですけれども、事業税収ということでいうと大きなウエートを占めています。

ここからは、先ほど申し上げました分割法人のところに焦点を当てて幾つかまとめた図です。あえて1人当たりとかにしないで、税収ベースで、各都道府県の収入となっているかを示しました。

例えば図2は、事業年度数でみたものですけれども、左側の白いグラフが本店分、それから、他県本店分が右側の色がついたほうになります。従来、事業税は都市圏の集中が問題で、以前、地方財政の教科書なんかには、大体東京、大阪、愛知、神奈川で事業税は4分の3を占めており大都市圏の税金なんだというふうに書かれていて、私もそう教えておりました。しかし実は大阪とか愛知とか神奈川とかというのは、むしろ他県本店分の企業のほうが多いということがわかります。

ですので、大都市圏と地方圏という分け方をするのがいいのか、東京都とそれ以外という分け方をするのがいいのかですね。税収としては大阪や、神奈川も多いですので、それなりのウエートを占めておりますけれども、構造的な問題としては、むしろ東京とそれ以外という見方をするのも1つの見方かなと思います。

おそらく東京に本社がある企業は、必ずしも大阪や名古屋に置いてないということだと 思います。逆に、大阪や名古屋に本社がある会社は必ず東京に置いているということかな というふうに想像はいたします。

図3からは、外形対象外の分割法人の所得金額などを載せております。図3は、外形対象外ということです。大阪、愛知等は、これはおそらく中小企業の関係で法人数は多いけれども、税収に関して言うと、本店分のものが大きくなっているという傾向がわかります。

それから、図4が外形対象の分割法人の事業年度数になります。これを見ると、先ほどの外形対象外のものよりもっと極端に、特に大阪、愛知で他県本店分の数が圧倒的になります。軸の桁が違いますので、先ほどの図と全く重ねて同じになるわけではないんですけれども、地域ごとの状況がどうかということをあえて見やすくしたというつもりでおります。

それから、図5は、所得金額を同様に見たものです。愛知県で本店分が、これはトヨタの効果かなと思います。これを見ると、大阪が本店分の税収が少なくなっており、関西の人間としては残念な状況です。

それから、外形対象の企業に関しまして、図6と7は、付加価値額と資本金額、それぞ

れ都道府県別に状況を見たものです。若干異なりますのは、大企業で所得がゼロであって も、付加価値ベース、あるいは資本金ベースということで、課税標準が出ているケースが あるためと理解しております。

続いて、図8は外形対象分割法人の税収です。これは先ほどの所得と付加価値と資本の ものを全部合わせたものということになります。

それで、都道府県ごとの配分というのは今は分割基準を用いて行われています。一方で、 課税ベースとしての付加価値というものが議論になっています。そこで、都道府県間の分 割基準としての付加価値というものは考えられないだろうかということで、少し試算をし てみました。

図9は、分割基準を県内純生産、「公務」の部分を外した県内純生産にしたというものであります。そうすると、東京都は減ります。それから大阪も減りますので、先ほど求めた変動係数も随分下がってまいります。ただし、分割基準として付加価値を用いるということは、おそらく納税者としての企業にとっては不可能です。各事業所ごとに付加価値を算出するという会計上の処理はしていません。所得が工場ごとに出ないのと同じようにです。

こういう形の付加価値に応じた府県間の配分を実現しようと思うと、地方消費税と同じように、清算というようなことを考えざるを得ないと思います。事後的になりますけれども、地方消費税が消費に関するデータを用いて清算しているのと同じように、事業税に関しても清算を取り入れるということがもしできれば、こういう形での府県間の税源の配分が実現します。これが、生産活動というものを1つの応益性を表す指標だというふうに考えれば、生産活動に応じた税収の確保というのはこれで実現できるということになろうかと思います。

結果としての分布は、現状の譲与税を譲与する際の基準に、従業員とか人ではなくて、 県民経済計算の統計上の数字を用いて譲与した場合も同じ結果になります。これについて は、地方消費税もそうですが、地方税として徴収しているということの意義をどこまで尊 重するかということだと思います。地方消費税のほうは、税務署で集めて、一旦徴収は国 がしてという形ですけれども、事業税の場合は、都道府県が徴収をした後の清算という形 も可能だと思います。偏在をとにかくなくすんだという目的ではなく、税収の府県間での 配分を1つの基準を持って合理的なものにしていくということで考えれば、これも1つの 手だろうと思います。

もう一つだけ、図10というのが、県内法人の税収です。県内法人というのは基本的に

1 県だけですので、府県間の分割の対象にそもそもなりません。したがって、今のままで地方税で置いておけば、この税収の都道府県間の配分というのは自動的にこれが維持されるということになります。ただ、現状は、地方法人特別税の譲与税分に関しては、所得割をベースに譲与しておりますので、実は県内法人も含めたものを一定の基準で配分しているというのが現状になっています。

先ほどの変動係数でいうと、県内法人の税収というのは、1人当たりに戻して変動係数を求めると、0.5 ぐらいと非常に高い。むしろ、事業税全体よりも、県内法人の都道府県間の都市圏、特に東京への集中というのは非常に高いという状況があります。

先ほど申しました清算というものの中に、その県でしか事業をしていないものの税収も 含めて清算すべきかどうかということは、当然1つの検討しなければいけないことだとは 思いますが、府県間のバランスを重視して、偏在の抑制をどこまでやるかということです。 そちらにウエートを置けば、清算の対象にこれも含めて、今の譲与税と同じ範囲を清算す ると、配分し直すということが検討されてもいいのではないかと思っております。

私からの報告はここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは、時間もありませんので、どうぞ、委員の方からご質問をちょうだいしたいと思いますが、いかがでございますか。

【中里委員】 どうもありがとうございました。例えば法人が、単なる記号というか、 点みたいなもの、登記簿上の記号だったら問題ないと思うんですが、そうでないから法人 事業税を応益税として存置する理由があるわけですね。そのことを考えると、本店かどう か、県内法人かどうかという話ではなくて、その地域に本支店があったら、その事務所・ 事業所の活動量に応じて税収の配分が適切になされているかどうかという視点があり得る と思うんですね。その場合に分割基準を考えたときに、この分割基準ではきちんと適正な 都道府県間の税配分ができないですよといった、そういう点があれば、教えていただきた いんですが。

【林教授】 現状は企業が分割してそれぞれに納めないといけないということですので、 分割基準は企業が把握できる数字でないといけないわけですね。その意味では、従業者と 事業所になると。今おっしゃるように、事業所が2つあれば、やっぱり1つのところの2 倍受益しているでしょうということが言えれば、それは事業所でもいいのかもしれないで す。

そういう意味では、人を基準にすると、工場でロボット化された企業の税収はあまり入

らない。だから、地方の工場のウエートを上げるとかということをしてきているわけです。 企業の会計上、事業所ごとの清算額だとかというものが出せればいいとは思いますが、企 業に対して事務所ごとに計算して出しなさいというのは、これはあまりにも現実的なこと ではありません。そこで、企業に分割して納めてもらうのではなくて、後で清算すること も考えてよいのではないかと思います。もちろんこうすると、超過課税がしにくくなると かという、いろいろな弊害も出てこようかと思うのですけれども、私は、地方税の帰属と いうことで言うとそれも1つのやり方だと思います。今のご質問は、企業の応益性なりを とらえるのに一番何がふさわしいと私が考えているかということだと思うのですけれども、 私は付加価値額ではないかなと思っています。

ちょっと私からご質問したいのは、法人課税は誰が負担するのか不確定 【神野会長】 だから地方税として不適切だというお話だったと思いますが、そのほかの、例えば消費税 にしろ、それから固定資産税も、これ、普通転嫁するというふうに国際的には言いますの で、転嫁するか、しないかということに関して言うと、つまり、誰が負担するか、負担し ないかということに関して言うと、もう昔から、ローレンツ・フォン・シュタインが言っ ているように、不可知論だという説が一方であるわけですね。にもかかわらず、法人とい いますか、企業課税を地方税として設定するという考え方は、これはシャウプにしろ、先 ほど来名前が出ているコルムにしろ、ステューデンスキーにしろ、あるいは、それらの先 生であるアダムスにしろ、誰が負担しようと、その企業活動が、先ほどのお話ではありま せんが、地方公共団体が提供するサービスに基づいて企業活動が行われている以上、必ず しも誰が確定するにしろ、その利益を受けている人が結局負担することになるのだから構 わないと。これはレイトなども、納税者は、地代を払う人ですし、フランスの不動産税、 地方税も全部、所有者であったり、占有者であったり、組み合わせながらやっているわけ ですよね。多分先生はそれを念頭に置いて、そういう企業課税を肯定する議論を念頭に置 いて、その反論としておっしゃったんだろうと思いますが、理由がちょっとご説明されて ないので。

【林教授】 そうですね。理論的に、学説云々ということでは必ずしもないんですけれども、要するに、企業の税金ですので、誰が払っているかというのがわかりません。最終的にはそこの企業の商品買った人が多少負担しているのかもしれないですけれども、これはもうほとんど意識されないですよね。

【神野会長】 先ほどの賃金とか、いろいろなデータが出ていたんですけれども。

【林教授】 投票する人がどこまで意識するかということなんだろうと思います。そうすると、痛みを感じない、私が払わない税金はいい税金だということで言うと、少なくとも、例えば事業税というのは、これだけ広い範囲で超過課税も行われているという状況を考えると、私は、ここにあまり依存した形で行くと、じゃあ、何かここを上げとけばいいじゃないですかという住民行動は、やっぱり危惧するところです。

【神野会長】 それは固定資産税も不適切だということでよろしいですね。つまり、地域外の方が、さいたま市の人が尖閣列島を持っていたりですね、地域外の人が持っているわけですので。

【林教授】 固定資産税は、もちろん地域外の人が持っているケースもあろうかと思いますけれども、住宅用というか、個人で住んでいる分は、基本的には住んでいる人が払っているということだと思います。以前から、借家なんかに関しては、固定資産分は家賃に転嫁しているだろうというような議論がありますので、その意味では、個人の分は負担がわからないから不適切とは考えていません。ただ、償却資産の分は、現状でも外形標準課税をもともとしている税金です。その意味では、償却資産の税金というのは、先ほどまでの議論に少し含めてもいいかなとは思います。

【神野会長】 つまり、普通の地方税の考え方から言うと、選挙権を持っている地域住民だけではなく、公共サービスの利益は、スピルオーバーするし、結局地域外の人であっても、住民以外の人であっても、その地域においてさまざまな活動をする人、これは所有を含めて活動する人が利益を受けるので、応益説でいこうと、こういうのが普通の考え方だと思いますが、そうではないという考えですか。

【林教授】 いえ、それは私はそう思っています。

【神野会長】 それはそうなんですか。

【林教授】 はい。それはそう思っています。ですので、負担という言葉が、企業の負担と言ってしまうと、また結局誰が負担しているんだという話になってしまいますので、納税者側からすると納得できないかもしれませんが、徴収側というか、自治体側からすると、やっぱり生産活動に応じた税収は確保するべきだ、あるいは配分されるべきだと考えています。ただ、水準については、どういう高さにするかということがまた一方の議論としてはあろうかと思います。地方消費税も、要するに消費額で配分しているというのは、別に千葉県の人が東京で買い物しても東京に入るわけですので、住んでいる人が必ずしもその地域でということではない応益性を実現しているものではないかと思いますので、今

おっしゃった応益性という点については、私は大事なことだと思っています。

【神野会長】 あと、いかがでしょう。ございませんか。ご発言のない沼尾委員はないですか。

【沼尾委員】 ご発表ありがとうございました。表3のほうで、外形対象外と対象の普通法人数の対比を出しておられて、今、先生、応益性ということが非常に重要だとおっしゃられたんですけれども、ここの資本金1億円というところで切ったというのは、いろんな経緯があったということだと思うんですけれども、この基準については、先生のほうで何かお考えがあるかどうかというところを教えていただければと思います。

【林教授】 1億円という基準が適切なのかということですね。

【沼尾委員】 はい。

【林教授】 どうでしょう。数的に言うと、結局外形標準課税する際に、付加価値を基準にすれば赤字法人課税が行われることになりますので、これはおそらく政策立案の際に、どこまでやれば、赤字法人の大多数が、課税、この対象から外れるかというようなことがあったのではないかなと思います。普通に言うと、資本金1億円って、そんなに小さな企業じゃないと思います。工場とか持っていても。そういう意味では、そこは私は含めてもよいのではないかと思っていますが、この1億円というのは、赤字法人のかなりの部分が抜けるという意味での水準ではなかったかと思います。

【神野会長】 ご発言のない辻委員。

【辻委員】 幾つか論点ご紹介いただきまして、ありがとうございます。きょうのお話を総括すると、全体の改革イメージですよね、林先生としては、ざっくり言うと、どういう方向に持っていかれるといいとお考えなのかお聞かせいただきたいんですが。

【林教授】 私は、地方による企業課税全体のウエートはやっぱり下げざるを得ないだろうと、下げたほうがいいだろうと思っています。もちろん代替財源という話は、先ほどの森信先生のお話にもありましたけれども、地方消費税だとか、住民税だとかを考えなければいけません。その結果、負担配分等がどう変わるかということを見ながら考えていかないといけないと思いますけれども。それと、私はやっぱり譲与税化するよりは、先ほど申し上げたように、もう少し譲与税も含めたトータルの事業税を下げた上で、課税ベースは付加価値のウエートを高めたほうがいいと思っております。それから、配分基準についても、清算ということであれば都道府県の事務が増えますけれども、付加価値に基づいた清算というのに移行すればいいのではないかと思っています。

【神野会長】 林委員、何かあれば。いいですか。

【林委員】 はい。

【神野会長】 ほか、いいですかね。木内委員、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。ちょっと失礼な質問ばかり申し上げて、申 しわけありません。お忙しい中、遠くから、ほんとうにありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日のヒアリングを終了したいと思います。既に持田先生はお帰りになっておりますが、持田先生、森信先生、林先生、大変お忙しい中を私どもに有意義な発表をしていただきまして、ありがとうございます。伏して御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日はこれにして終了いたしますが、次回の検討会は、年明けまして1月の17日、木曜日、10時から12時までを開催する予定にしておりますので、ご承知おきいただければと思います。ヒアリングをさせていただくといいますか、ちょうだいする先生方は3名いらっしゃいまして、慶応義塾大学経済学部准教授でいらっしゃいます井手英策先生、それから、一橋大学経済学研究科国際・公共政策研究部教授でいらっしゃる佐藤主光先生、それから、関西学院大学経済学部経済学研究科教授でいらっしゃいます林宜嗣先生の3名の先生においでいただくということにいたしておりますので、ご承知いただければと思います。

それでは、本日の検討会、これにて……。

【小西委員】 ちょっとすいません。3人の先生方への直接な質問ではなかったので、ちょっと黙っていたんですけど、きょう、3人の先生方ともにいただいた論点の中で、課税自主権という言葉が出てきているんですけれども、ミクロの課税自主権とマクロの課税自主権について、ちょっと整理しといたほうがいいような気がするんです。というのは、標準税率をどうするかという意味で課税自主権と言うときと、超過課税、法定外税という意味でのミクロの意味と、やっぱりどうも……。で、この委員会として、そこ、ちょっと大事な論点をいただいたと思っております。すいません。

【神野会長】 じゃあ、テイクノートしといて。

それでは、これにて終了したいと思います。委員の皆様方には、最後までご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。さらに3人の先生方には重ねて御礼申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。